第5章 住みよい環境の基盤づくり

第１節 障害のある人の住みよいまちづくりのための施策

1 住宅，建築物のバリアフリー化の推進

（１）住宅のバリアフリー化

ア 障害のある人に対応した住宅政策の基本的考え方

住宅は国民生活の重要な基盤であり，障害のある人を含むすべての人々が，生涯を通じて安定とゆとりある住生活を実現できるよう，住宅・住環境の整備を行うことが重要な課題である。このため，良質な住宅ストックの整備を図るとともに，障害のある人が障害の種別，程度，世帯の構成等に応じて，日常生活に適した規模・設備を有する住宅を確保できるようにすることが必要である。

平成13年度を初年度とする第八期住宅建設五箇年計画においても，「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」に重点的に取り組むこととしている。具体的には，高齢者，障害のある人等のニーズの多様性等に的確に対応し，加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも，基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及，社会福祉施設との併設の推進等医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により，居住安定の確保を図ることとしている。

イ 設計，設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

① 公営住宅等

新設のすべての公営住宅について，平成３年度より，設計・設備の面で障害のある人等に配慮し，加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。既設の公営住宅の改善を行う場合にも，可能な限り障害のある人等に配慮した住宅改善を行うこととしている。

障害者向け公営住宅の建設に当たっては，規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては，工事費に係る補助金を特例的に増額している。

入居者の募集・選考においては，障害者世帯は，特に住宅困窮度が高いものとして，事業主体の裁量により一定の上限の下，入居者の収入基準を緩和するとともに，当選率の優遇，別枠選考等の措置を講じている。なお，身体に障害のある人等については，単身入居が認められている。

民間事業者等が一定の基準に適合する良質な賃貸住宅を整備する場合に，建設費や家賃の減額に要する費用の一部を補助するなどの支援を行う「高齢者向け優良賃貸住宅制度」を設けて，高齢者向けの賃貸住宅の普及を図っており，この制度においては，都道府県知事等の裁量により一定の障害者世帯について別枠選考等の措置ができるものとしている。

改良住宅等についても，設計・設備の面で公営住宅に準じた取扱いをしている。

② 公団賃貸住宅

新設のすべての公団賃貸住宅について，平成３年度より，設計・設備の面で障害のある人等に配慮し加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。既存の賃貸住宅についても，障害のある人等に配慮した住宅改善を実施している。

障害のある人を含む世帯に対しては，募集時の当選率の優遇，入居基準収入額の緩和，当選時の１階又はエレベーター停止階の住宅へのあっせん，住宅変更の優遇等の措置が講じられている。

③ 公社賃貸住宅

公社賃貸住宅については，平成７年度より，設計・設備の面で障害のある人等に配慮し，加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。

④ 民間住宅の誘導

民間住宅については，平成13年８月に高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき，高齢者の居住する住宅の設計に係る指針を策定し，身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示し，普及を促進している。

住宅金融公庫，沖縄振興開発金融公庫においては，障害のある人等に配慮した住宅として，上記の指針に基づき定められた基準に適合する住宅等一定の良質な住宅に対して，金利の優遇を行っている（１戸当たり床面積が175㎡以下の住宅について，適用を行っている）。

新築住宅については，上記の基準に適合する住宅の場合（150万円／戸），ホームエレベーター，階段昇降機，車いす対応キッチンユニットなどの設備を併設する場合（250万円／戸（沖縄は260万円／戸）），障害のある人等が同居し比較的規模の大きな住宅を建設する場合（300万円／戸（沖縄は310万円／戸））に融資の増額を行っている。

年金資金運用基金においては，介護等を必要とする障害のある人等が住み慣れた住宅で自立した生活が営めるよう，介護サービスの利用にも配慮したバリアフリー構造の住宅に対する低利融資（年金バリアフリー住宅融資3,300万円／件）を実施しており，障害のある人を含む３

●図表1-31 公営住宅等の障害者世帯向け住宅建設戸数

年度	公営住宅建設戸数	公団住宅の優遇措置戸数		
		賃貸	分譲	計
平成10年度	294	3,143	571	3,714
11	293	3,403	531	3,934
12	237 ＊	5,948	212	6,160
13	204 ＊	5,370	123	5,493
14	161 ＊	4,842	149	4,991

（注）1 ＊印は見込み戸数
2 公団住宅の優遇措置戸数には，高齢者及び高齢者を含む世帯等に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。
3 優遇措置の内容としては，当選率を一般の10倍としている。

資料：国土交通省

人以上の親族が同居する場合には割増融資（300万円／件）を実施している。

生活福祉資金制度においては，身体に障害のある人の属する世帯に対する住宅資金の貸付けを行い，障害のある人にとって住み良い住宅の確保について支援している。

ウ　住宅リフォーム

障害のある人の健やかな住生活を実現するため，既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した，障害のある人の住みやすい住宅へと改造していくことが求められている。このため，適切な設計・施工ができる専門家を育成するため（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて，工務店等向けに障害のある人にも対応した「高齢化対応住宅リフォームマニュアル」を作成し，その普及を図るとともに，増改築相談員等に対し，当マニュアルを用いて研修を行っている。

住宅リフォームを行うに当たっては，住宅分野と保健福祉分野の連携による適切な相談体制の確立が必要である。このため，関係省庁間の密接な連携の下，国及び地方公共団体において，障害のある人が住みやすい住宅増改築，介護機器相談体制を整備している。

障害のある人等の居宅を建築関係の専門家等が訪問し，家屋の構造や障害の程度を踏まえた住宅改造に関する適切なアドバイスを行う住宅改良ヘルパー制度が平成５年から設けられている。

住宅金融公庫，沖縄振興開発金融公庫においては，住宅の改良につき，段差解消等のバリアフリー化，障害のある人が日常生活を支障なく営むことができるように必要な設備を設置する工事等を行う場合には，平成10年度より融資を大幅に増額している（530万円→1,000万円等（沖縄は560万円→1,060万円等））。

年金資金運用基金においても，住宅の改良に際し新築の場合とほぼ同様の条件で，年金バリアフリー住宅融資（3,300万円／件）等を実施している。

エ　福祉・医療施策との連携

障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅の整備を行うため，公営住宅等を建設する際の社会福祉施設等の併設・合築などを推進している。また，障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業を公営住宅制度に位置付け，一定の要件下で，社会福祉法人等に公営住宅を使用させることができるものとしている。

福祉施策と連携した生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）においては，事業主体の長が特に必要と認める場合に，障害者世帯の入居を可能としている。

障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図るため，住宅市街地整備総合支援事業，優良建築物等整備事業，市街地再開発事業等において，平成９年度より，デイサービスセンター，保育所等の社会福祉施設等を合築・併設する事業で，一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象に上乗せしている。

（２）建築物のバリアフリー化

ア　官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては，昭和48年度以降，公共職業安定所，法務局，税務署等の窓口業務を行う官署，合同庁舎等について，車いす使用者の利用を考慮したスロープ，肢体不自由者用トイレの設置や視覚に障害のある人の利用を考慮した構内通路の整備等，所要の措置を講じてきた。

シルバーハウジング・プロジェクトとは？

住宅部局と福祉部局が連携することにより，公営住宅等について，手すり・緊急通報装置の設置等の高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様とし，併せてデイサービスセンター等福祉施設との併設，又はライフサポートアドバイザーの配置により生活を支援しています。入居者は高齢者世帯ですが，事業主体の長が特に必要と認める場合に限り，以下の障害者世帯についても対象とすることとしています。

・障害者単身世帯
・障害者のみの世帯
・障害者と高齢者（60歳以上）又は高齢者夫婦のみからなる世帯

（概念図）

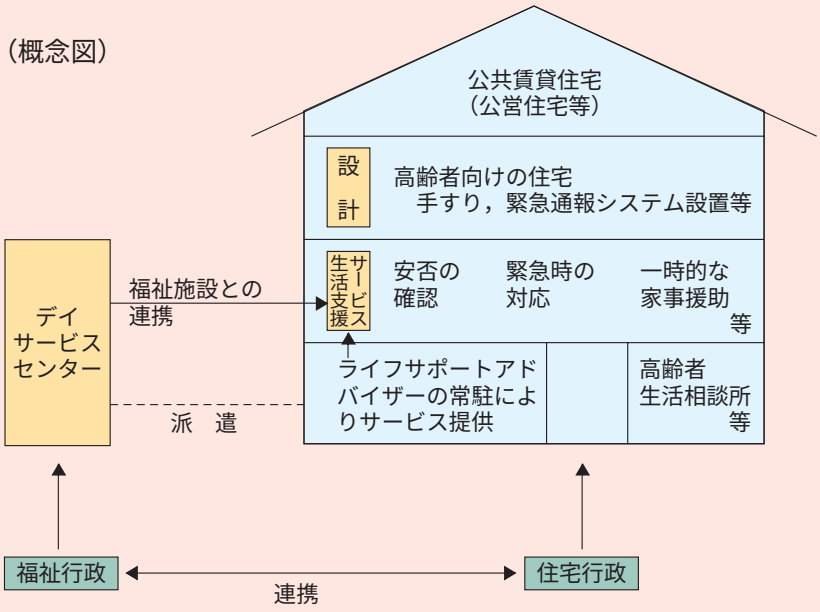

平成６年６月に制定された「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）を受けて，平成９年に建築設計基準を改定し，更にきめ細かい障害者・高齢者施策を推進しており，平成22年度までに窓口業務を行う官庁施設のすべてについて，障害のある人等に配慮した改修等を行うこととしている。

平成12年度より，更なる取組として，窓口業務を行う事務室の出入口への自動ドアの設置，憩いの場となる空間の提供等による高度なバリアフリー化を目指した官庁施設の整備を実施している。

イ　人にやさしい建築物の整備

デパート，ホテル等の多数の人々が利用する建築物を，障害のある人等が利用しや

すくするためには，昇降装置の設置，廊下の幅員等の確保，各種設備の充実等を図る必要がある。しかし，これら設備の整備を行うには費用の増加は避けられないことから，これらの負担の軽減を図り，障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備の推進を図るため，日本政策投資銀行，中小企業金融公庫等の政府系金融機関による融資制度として「人にやさしい建築物（ハートフルビルディング）整備事業」（平成４年度から）等を実施している。

ウ　ハートビル法に伴う助成

ハートビル法に基づき，身体に障害のある人等が円滑に利用できる特定建築物の廊下・階段等に関する基準を定め，特定建築物の建築主への指導・助言を行っている。

建築物におけるバリアフリー対応をより一層促進するため，①特定建築物の拡大，②特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適用義務の創設，③努力義務の対象への特定施設の修繕又は模様替えの追加，④認定建築物に対する支援措置の拡大，⑤所管行政庁（建築主事を置く市町村長等）への権限委譲，等の措置を講ずる改正法が平成15年４月１日に施行された。

本法に基づき認定を受けた優良な建築物（認定建築物）に対して，身体障害者等の利用に配慮したエレベーター，幅の広い廊下等の施設整備に対する補助制度（人にやさしいまちづくり事業）や税制上の特例措置（所得税・法人税における割増償却等）

●図表1-32　ハートビル

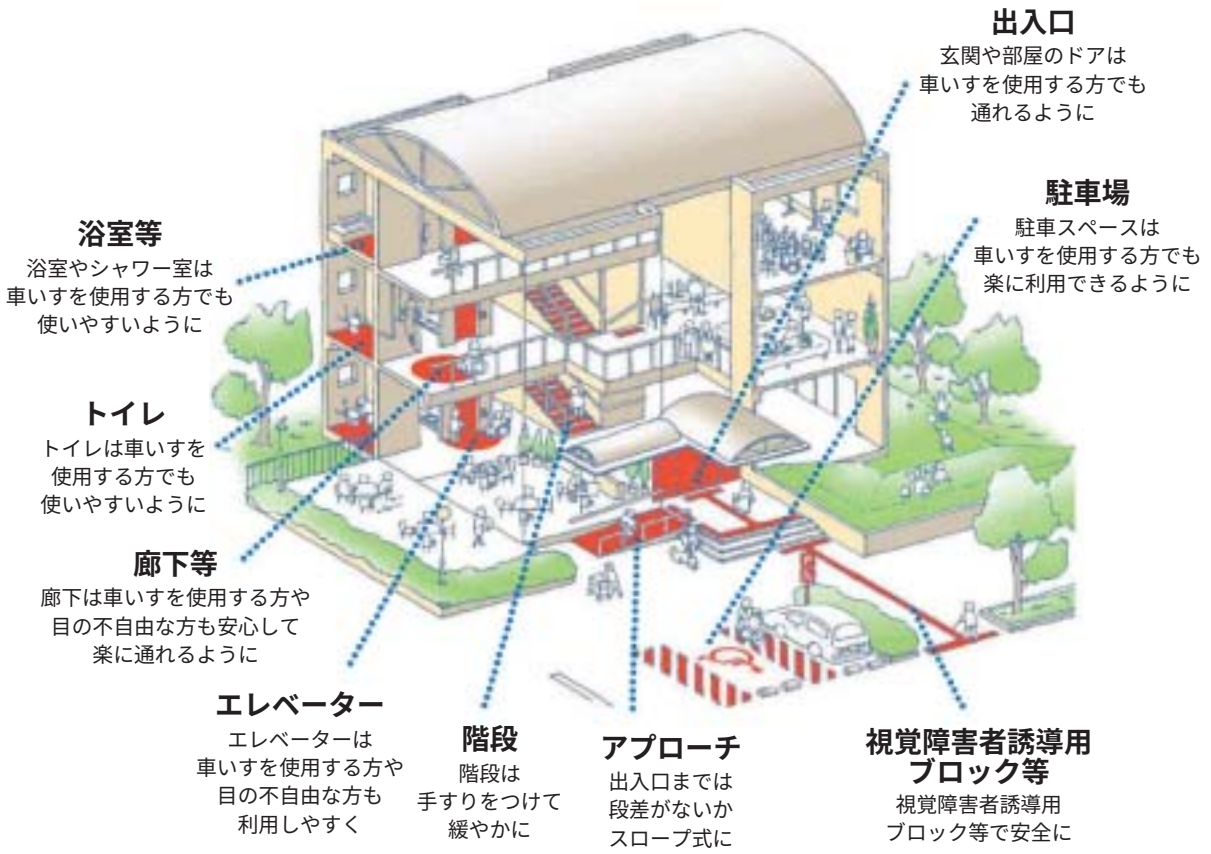

資料：国土交通省

のほか，融資制度として，「人にやさしい建築物（ハートフルビルディング）整備事業」等の支援措置が設けられている。

だれもが社会の構成員として地域において安心して生活できるようにするため，生活の基盤である建築・住宅におけるバリアフリー化を促進することを目的として，地方公共団体，都市基盤整備公団等の特殊法人，建築・福祉に関する公益法人をメンバーとする「人にやさしい建築・住宅推進協

オストメイト対応トイレ

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い，手術によって，人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約20万～30万人のオストメイトがいると言われています。

オストメイトの人は括約筋がないため便意や尿意を感じたり，我慢することができないため，便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。このときに，パウチや腹部を洗浄する必要があります。

そのための特別な設備を備えたトイレが，最近では設置されるようになってきました。オストメイト対応トイレについては，公共交通機関を中心に下図のようなマークが表示されています。

パウチの例

身体障害者・オストメイト用の設備を備えています

オストメイト対応トイレの設備の例

議会」が，平成８年４月に設立されるとともに，全国各地に地域協議会が設立され，相互に連携を図りつつ，身体に障害のある人等の利用に配慮した建築・住宅の整備を推進している。

エ　障害のある人等の旅行促進のための環境整備

ホテル・旅館については，高齢者・身体障害者等の利用に配慮したバリアフリー化施設整備の促進を図るため，高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）第６条第３項第１号の規定に基づき定められた「利用円滑化誘導基準」を満たす施設を整備し，かつ，客室内のバリアフリー化を行うホテル，旅館業者に対し，中小企業金融公庫による優遇金利での施設整備貸付制度を整備している。

オ　表示方法の統一

①　点字表示

多くの公共施設等では，設置された製品等に点字表示を付すことによる情報提供が進みつつあるが，点字の表示方法については統一されていないのが現状である。今後，更に拡大するであろう点字による情報提供において，表示方法の混乱を避けるため，その標準化を目指し，平成15年度より点字表示に対する利用者ニーズの把握，国内実態調査等の調査研究を行い，標準化のための検討を行っている。

②　標準案内用図記号

不特定多数の人々が利用する交通施設，観光施設，スポーツ文化施設，商業施設などの公共施設において，文字や言語によらず対象物，概念又は状態に関する情報を提供する図形（案内用図記号）は，一見してその表現内容を理解できる，遠方からの視認性に優れている，言語の知識を要しないといった利点があり，一般の人だけでなく，視力の低下した高齢者や障害のある人，さらに外国人等でも容易に理解することができ，文字や言語に比べて優れた情報提供手段である。

案内用図記号については，その標準となるものを示すため，平成13年３月に案内用図記号125項目を策定し，このうち，104項目が平成14年３月にJISとして制定された。

2　公共交通機関，歩行空間等のバリアフリー化の推進

（１）公共交通機関のバリアフリー化

ア　法令等に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

障害のある人が，安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用して移動できるよう，法令や各種ガイドライン等に基づき，公共交通機関のバリアフリー化を推進している。

①　交通バリアフリー法

平成12年11月15日に，公共交通機関を利用する身体に障害のある人等の移動に係る身体の負担を軽減することにより，その移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的とする，交通バリアフリー法（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が施行された。

交通バリアフリー法では，鉄道駅等の旅客施設の新設，大改良及び車両等の新規導入に際しての移動円滑化基準（移動

●図表1-33　標準案内用図記号の例

円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省建設省令第10号））への適合義務を規定している。既設の旅客施設・車両等についても移動円滑化基準に適合させるよう努めなければならないこととされている。

②　ガイドラインの策定

昭和58年に「公共交通ターミナルにお

交通バリアフリー法基本方針における目標設定
《平成22年（2010年）までの達成目標》

○旅客施設

１日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上のすべての鉄軌道駅，バスターミナル，旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて，原則として，

・段差の解消
・視覚障害者誘導用ブロックの整備
・身体障害者用トイレの設備

等のバリアフリー化を実施する。

○車両等

	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000　（約30%）
乗合バス車両	約60,000	原則として，10～15年で低床化された車両に代換
		（うちノンステップバス） 約12,000～15,000（20～25%）
旅客船	約11,000	約550　（約50%）
航空機	約420	約180　（約40%）

ける身体障害者用施設整備ガイドライン」として作成され，平成６年に「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」として改訂されたガイドラインについて，位置付けを含めた見直しを行い，平成13年８月に「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」を策定した。整備ガイドラインの対象施設は，交通バリアフリー法に定められた旅客施設（鉄道駅・軌道駅，バスターミナル，旅客船ターミナル，航空旅客ターミナル施設）とし，主な対象者は，障害のある人，高齢者，妊婦，外国人等，移動に何らかの不自由のある，いわゆる移動制約者とすることとしているが，移動制約者はもとよりすべての人にとって使いやすいものが望ましいという，いわゆるユニバーサルデザインの考え方に配慮することとしている。

本ガイドラインの検討過程において残された課題について，平成14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定するとともに，同12月には，鉄軌道駅プラットホームにおける視覚障害者誘導用ブロックに関するガイドラインを取りまとめた。

③　障害のある人にやさしい車両等の整備

平成２年に策定した「心身障害者・高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン」の内容等についての大幅な見直しを行い，平成13年３月，新たに「公共交通機関の車両に関するモ

視覚障害者用誘導案内用設備

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（平成13年８月）において引き続き検討課題とされていた視覚に障害のある人の移動支援設備について，平成14年12月に同ガイドラインの追補版が策定され，視覚障害者誘導用ブロックと音案内についてのガイドラインが示された。

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

線状ブロック

歩く方向を示すもの。駅構内など誘導を目的とした所に設置される。

点状ブロック

このラインを超えると危険であるなどの注意を示すもの。階段の上り口・下り口，線状ブロックの分岐・屈曲・停止位置などに設置される。

ホーム縁端警告ブロック

ホーム縁端の警告を示すもの。点状ブロックと１本の線状突起の組合せで，線状突起のある方がホームの内側になるように設置される。

(2) 音案内（標準的なもの）

① 改札：「ピン・ポーン」又はこれに類似した音響案内
② エスカレーター：「(行き先)（上下方向）エスカレーターです」などの音声案内
③ トイレ：「向かって右が男子トイレ，左が女子トイレ」などの音声案内
④ ホームからの階段：鳥の鳴き声を模した音響案内
⑤ 地下鉄の地上出口：「ピン・ポーン」又はこれに類似した音響案内

改札

エスカレーターの音響装置（埋込型）

デルデザイン」として策定した。新モデルデザインは，平成２年策定のモデルデザインと比べ，利用対象者として内部障害のある人，知的障害のある人を，対象車両等として旅客船等を追加したほか，車両について，各モードごとの車両の種別・運行の態様等に応じ細かく分類するとともに，設備・部位項目について大幅に内容の拡充を図っている。平成15年３月に「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を策定し，平成16年１月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設した。

旅客船事業者等に対して，バリアフリー基準の周知・徹底を図るため，平成12年12月に「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」を策定した。

イ　施設整備及び車両に対する支援体制の整備

公共交通ターミナルにおけるエレベーター，エスカレーター等の設置や障害のある人の利用しやすい車両の導入を促進するため，以下の支援策を講じている。

①　交通ターミナルにおけるエレベーター，エスカレーター等の施設の整備に対する助成及び融資

平成10年度から，公営地下鉄等の駅における，エレベーター，エスカレーターの整備，JR，民間鉄道が行う鉄道駅におけるバリアフリー設備の整備に対し，国と地方公共団体が協調して補助を実施しており，さらに，平成12年度から第３セクターが行う鉄道駅の総合的な改善のうち，バリアフリー施設の整備に対し，国と地方公共団体が協調して補助を実施している。

平成15年度から，移動制約者の利便性向上の観点からも，ICカード乗車券の共通化・相互利用化の促進を図るための支援を行っている。

バスターミナルにおけるバリアフリー施設の整備に対しては，国と地方公共団体が協調して補助を実施している。

障害のある人のための施設整備に対する低利融資制度として，鉄道駅，バス，旅客船，航空旅客ターミナルにおけるエレベーター，エスカレーター等の施設の整備に対する，日本政策投資銀行の融資制度が設けられている。

鉄道駅に一定の要件の下で設置されるエレベーター，エスカレーターについて，平成10年度から法人税の特例措置，また，鉄道駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設について，平成12年度から，不動産取得税，固定資産税，都市計画税，事業所税の特例措置を講じており，平成15年度からICカードの乗車券の共通化・相互利用化に係る設備について，固定資産税の特例措置を講じている。なお，事業所税に関する特例措置については，新増設に係る事業所税の廃止に伴い，平成15年度に廃止された。

②　障害のある人にやさしい車両の整備についての助成及び融資

ノンステップバス，低床式路面電車（LRT）等の導入に対して，公共交通移動円滑化事業（平成12年度新設）等において補助を行っており，平成16年に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設し，補助を重点化して交付することとしている。また，従来のリフト付バス，スロープ付バスの導入，低床式路面電車（LRT）の整備に対する日本政策投資銀行の融資制度に加え，平成12年度には，ノンステップバス等のバリアフリー化設

備に対する日本政策投資銀行の融資制度が創設されるとともに，低床式路面電車（LRT）に対する固定資産税の特例措置が講じられている。

平成13年には，リフト付バス・タクシー，ノンステップバスに加え，スロープ付タクシー及び低床式路面電車（LRT）に対する法人税等の特例措置が講じられた。

③　運輸施設整備事業団との共有建造における国内旅客船のバリアフリー化の推進

運輸施設整備事業団とバリアフリー対応の船舶（車いす対応トイレ，エレベーター等障害のある人等の利便性及び安全性の向上に資する設備を有する船舶）を共有建造する者の船舶使用料の軽減を図るため，バリアフリー化のための追加的な建造費のうちの事業団負担部分に対する財政措置が，平成11年度から事業団に対して講じられている。

（2）歩行空間のバリアフリー化

ア　福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自立して生活し，積極的に社会参加していく上で，まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が，近年，広く認識されるようになっている。このため，幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差の解消，鉄道駅舎のエレベーターの設置，音響信号機等の整備等による障害のある人の円滑な移動の確保，公園整備等による憩いと交流の場の確保等，福祉の観点も踏まえた総合的なまちづくりが各地で進められている。

厚生労働省では，平成13年度から，「バリアフリーのまちづくり活動事業」を創設し，地域社会の合意に基づいた，計画的な福祉のまちづくりを推進している。本事業においては，障害のある人や高齢者の社会参加の基盤となるバリアフリーのまちづくりを進めるため，障害のある人や高齢者からなるバリアフリー推進チームを設置し，まちづくり基本計画を策定するとともに，これに基づく既存の公共施設におけるエレベータやスロープの設置等の環境整備事業を実施，併せてバリアフリー化された施設等の情報を提供するものである。

国土交通省においては，平成６年度に「福祉の街づくりモデル事業」を改組，拡充し，障害のある人等に配慮した活動空間の形成を図り，障害のある人等が積極的に社会参加できるようにするために，快適かつ安全な移動を確保するための動く通路，エレベーター等の施設の整備や障害のある人等の利用に配慮した建築物，障害のある人等が安心して通行できる幅の広い歩道，昇降装置付きの立体横断施設の整備等を行う「人にやさしいまちづくり事業」として実施している。

市町村による福祉のまちづくりへの取組を支援するため，以下のような施策を実施している。

①　福祉のまちづくり計画策定の手引きの策定

国土交通省及び厚生労働省では，平成８年３月，市町村が土木，住宅，福祉等関係部局の相互連携の下，福祉のまちづくりに主体的に取り組むことを支援するため，障害のある人・高齢者団体等の幅広い意見を反映しつつ，計画策定に当たっての視点，配慮事項等を総合的に盛り込んだ手引きを取りまとめ，両省連名で地方公共団体あて通知した。内容面においては，歩行や移動の連続性の確保や福

祉施設を含む各種施設の一体的な整備の重要性などを強調している。

さらに，市街地整備施策と社会福祉施設整備施策の連携により，中心市街地等において，社会福祉施設の適正な配置がなされるよう，平成８年６月地方公共団体に対して，安全・安心まちづくりの推進を要請している。

② 公共交通機関の旅客施設を中心としたまちのバリアフリー化の推進

障害のある人が介助なしに外出し，公共交通機関を利用できるようにするためには，歩行者交通，自動車交通，公共交通が連携し，一連の円滑な交通手段を確保することが必要である。このため，駅等の交通結節点において道路・街路事業等により駅前広場やペデストリアンデッ

図表1-34　交通バリアフリーの推進

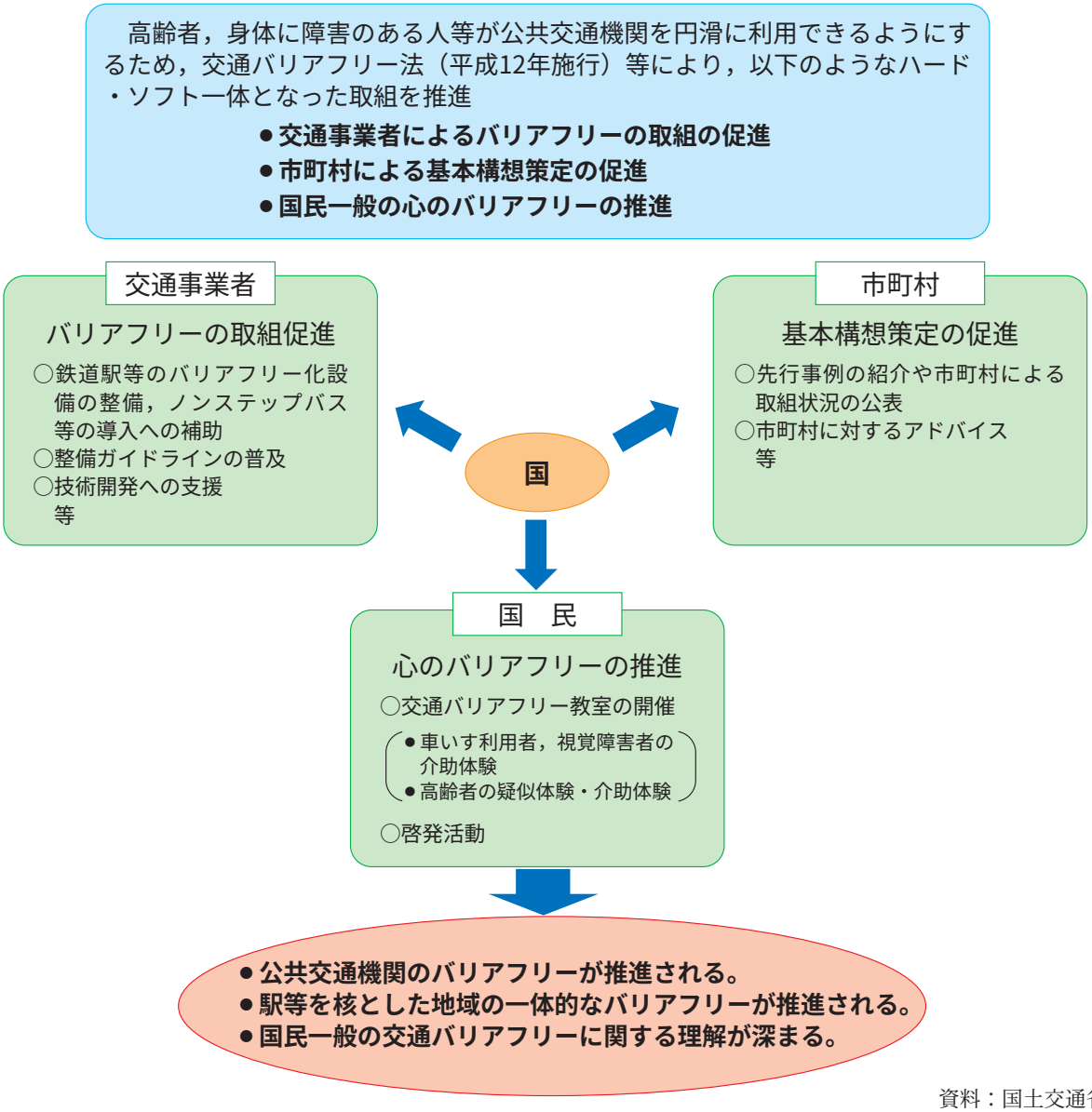

資料：国土交通省

キ，自由道路等を整備するとともに，エレベーター，エスカレーター等の歩行支援施設の整備や沿道の建築物との直接接続を行っている。

平成８年度より駅内外歩行者快適化作戦を展開し，駅内外を通じて連続性の高い快適な歩行空間確保のための施設を，関係者の連携の下に推進している。さらに，路面電車の新設・延伸の支援を目的として，道路・街路事業により路面電車が走行する路面等の整備を推進するとともに，駅周辺における歩行空間の整備を推進している。

交通バリアフリー法においては，市町村が，主務大臣（国土交通大臣，国家公安委員会及び総務大臣）の定める基本方針（移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年国家公安委員会，運輸省，建設省，自治省告示第１号））に基づき，特定旅客施設を中心とした地区において，旅客施設，道路，信号機等の整備によりバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため，基本構想を作成することができることとされている。公共交通事業者，道路管理者及び都道府県公安委員会は，基本構想に即してそれぞれ具体的な事業計画を作成し，バリアフリー化のための事業を実施することとなる。また，地方公共団体等は，駅前広場，通路，駐車場等について，基本構想に従って必要な措置を講ずるよう努めることとなる。

③　農山漁村における生活環境の整備

農林水産省においては，従来より，農業や漁業の生産基盤，生活環境及び都市と農山漁村との交流基盤の整備を総合的に行う農村振興総合整備事業，中山間地域総合整備事業，水産基盤整備事業を実施してきている。

これらにより，農山漁村地域において，集落道等における歩道の整備，ほ場整備に伴う福祉施設等の用地の創出，ゆったりしたトイレや休憩施設等を備えた交流施設等の整備，農林水産省の助成により整備された施設の改修等を行っている。

④　普及啓発活動の推進

最近における地方公共団体の動きとしては，総合的なまちづくりを効果的に進めるために，福祉のまちづくりに関する条例の制定など制度面の整備が行われるとともに，事業面においても，共生のまちづくり推進の活用により，ユニバーサルデザインによるまちづくり（すべての人にやさしいまちづくり）が行われている。

共生のまちづくり推進事業では，地方公共団体が行う高齢者，障害のある人，児童等すべての人が自立して生きいきと生活し，人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現に向けた取組を支援するため，ハード・ソフト両面から必要な地方財政措置を講じている。ソフト事業として，ユニバーサルデザインによるまちづくりやＮＰＯ等の活動の活性化を推進する地方公共団体の取組に要する経費に対して，普通交付税措置を行うとともに，ハード事業として，ユニバーサルデザインによるまちづくり，地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設整備，共生社会を支える市民活動支援のための施設整備等に対して，地域活性化事業債により財政措置を講じている。平成15年度は296事業（事業費619億円），うち「ユニバーサルデザインによるまちづくり」は216事業（事業費256億円）が実施された。

イ　都市計画等による取組

都市計画における総合的な福祉のまちづ

くりに関する取組としては，適切な土地利用や公共施設の配置を行うとともに，障害のある人に配慮した道路，公園等の都市施設の整備，土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な都市整備を着実に進めていることが挙げられる。

中心市街地等における面的な都市整備に当たっては，社会福祉施設の適正かつ計画的な立地を進めている。

市町村が具体の都市計画の方針として策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」の中に，まちづくりにおける障害のある人や高齢者等への配慮を積極的に位置付け，都市計画に反映することもできる。

平成16年度から，地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し，全国の都市の再生を効率的に推進することにより，地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする「まちづくり交付金」により，バリアフリー化等を実施し，安心・快適に過ごせるまちづくりを支援する。

福祉空間形成型プロジェクト

〔福祉空間形成型プロジェクトの要件〕

・社会福祉施設等の再開発ビルへの導入が福祉のまちづくり計画等に位置づけられていること。

・当該社会福祉施設の延べ面積が保留床延べ面積の10分の１以上又は1,000g以上であること。

〈障害者等の社会参加に寄与する社会福祉施設のイメージ図〉

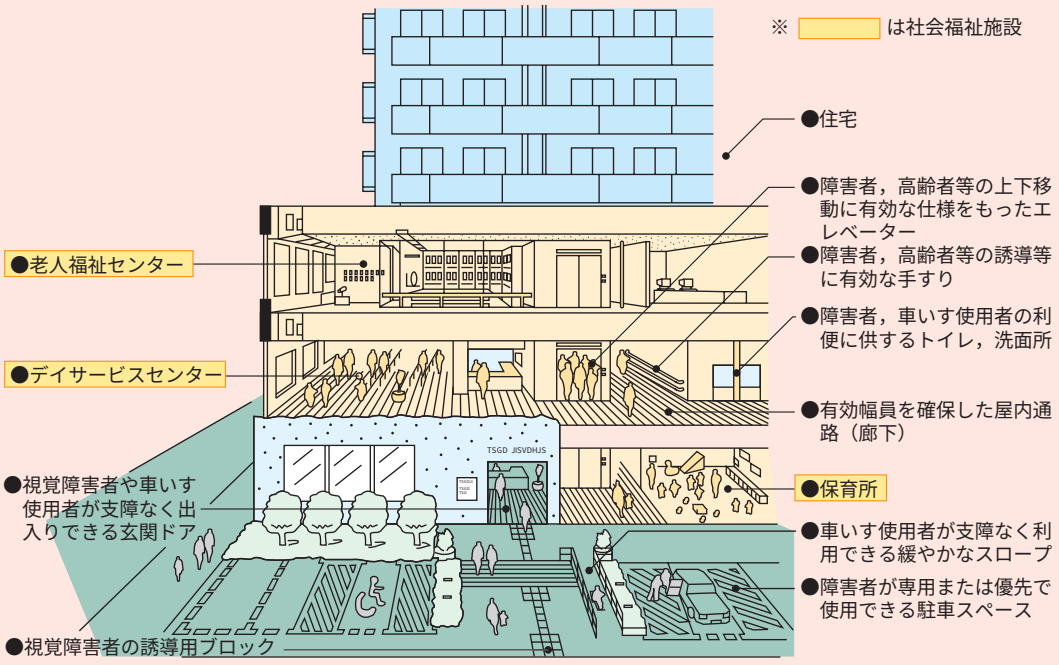

市街地再開発事業等においては，施設建築物に一定の社会福祉施設等を導入するものを「福祉空間形成型プロジェクト」と位置付け，通常の補助対象に加え，共用通行部分整備費，駐車場整備費等を補助対象とすることにより，社会福祉施設等の再開発事業への円滑な導入を可能としている。また，ユニバーサルデザインに配慮し，だれもが円滑に利用できる共用便所への補助，社会福祉施設等を一体的に整備する場合の整備費補助額の割増を実施しており，平成16年度からは整備費補助額の割増措置の対象に介護保険法に基づく施設を追加する。

平成13年度よりバリアフリー化に先導的に対応した施設建築物を整備する場合に生じる付加的経費について，別枠で補助を行っている。

土地区画整理事業の活用による旅客施設等のバリアフリー化を促進するため，旅客施設等の用地の取得に係る不動産取得税等の非課税措置等を講じている。

ウ　歩行空間のバリアフリー化

移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり，また，就労，余暇を支える要素である。したがって，その障壁を取り除き，障害のある人を含むすべての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっている。

平成15年度を初年度とする「社会資本整備重点計画」においては，障害のある人を含むすべての人にとって生活空間の移動がしやすく，暮らしやすいバリアフリー社会の形成を図るため，歩行空間のバリアフリー化の推進を重要な柱の一つとして，信号機，歩道等の交通安全施設等の整備を推進している。

平成５年11月に，歩道等において車いす利用者も安心して通行できるよう道路構造令を改正し，歩道の最小幅員を拡大した。歩道等の設置延べ延長は，平成14年３月末現在で約22万㎞となっている。

平成12年には交通バリアフリー法に基づき，重点整備地区における道路特定事業として道路の新築及び改築を行う際の移動円滑化の基準（「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年11月15日建設省令第40号））を制定した。

平成13年４月には，身体に障害のある人や高齢者等が安全に，安心して通行できる歩行空間の確保のために，車道を中心として道路全体の構造を定める従来の考え方を改め，歩道や自転車道のための空間を独立して位置づける等を内容とする道路構造令の改正を実施した。

移動円滑化基準の運用として，平成14年12月に「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を策定した。同ガイドラインは，身体に障害のある人や高齢者等をはじめとするすべての利用者がより円滑に利用できるよう，歩道の幅員の確保，段差・勾配の改善，エレベーター等の歩行支援施設の設置，休憩スペースの確保等，ユニバーサルデザインを配慮した道路の整備の望ましい内容を示したものである。

市街地の駅，商店街，病院等の周辺及びこれらの施設間において，車いす（電動車いすを含む）の利用者などだれもが安心して通行できるよう，十分な幅員が確保された歩道等の整備，波打ち歩道の解消，段差・傾斜・勾配の改善，電線類の地中化，自転車駐車場の整備による空間の確保，視覚障害者誘導用ブロックの整備などを推進している。立体横断施設についてもスロープやエレベーター，エスカレーター等の歩行支援施設の設置，ペデストリアンデッキ化等利用しやすいものとなるよう努めてい

る。整備に当たっては，交通バリアフリー法を踏まえて，駅構内，病院など公共的施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入等と連携して整備を行っている。

バリアフリー対応型信号機について，平成22年までに交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路すべてに設置することを目標として整備を推進している。

携帯端末等を用いた安全で快適な歩行を支援するための情報提供を行う歩行者向けのITSの研究開発を推進するとともに，PICS（歩行者等支援情報通信システム）について，平成15年度以降，視覚に障害のある人等の利用の多い信号交差点等を中心に順次導入している。

（３）移動支援

ア　リフト付きバス等の運行

高齢者，身体に障害のある人等の日々の輸送をより便利にするため，福祉タクシーの普及促進とともに，平成15年度にＮＰＯ等による有償のボランティア輸送が可能となるよう制度改正を実施した。今後は福祉タクシーとＮＰＯ等によるボランティア輸送がそれぞれ多様なニーズに応じた輸送を提供することにより，身体に障害のある人等の外出が促進されることが期待される。

また，「市町村障害者社会参加促進事業」において，車いす使用者等が利用できるリフト付き乗用車を運行する事業である「重度身体障害者移動支援事業」と「リフト付福祉バス運行事業」を行っている。

イ　移動支援システムの研究開発

障害のある人を含めだれにでも使いやすい情報端末技術を開発するため，平成12年度から，障害のある人や高齢者が自由に市街地を移動できるように支援するための要素システムの研究開発を開始した。図に示す支援システムは，環境に分散して配置される環境システムと，利用者と共にあり移動するシステムから構成される。移動システムは利用者が身に付けて持ち歩く携帯型と，利用者の乗り物としても利用できる搭乗型の２種類の形態がある。環境システムは，配置場所周辺の環境をモニターし，路面状態，障害物，動物体などを検出する。移動システムは，利用者の行為や，利用者近傍の環境をモニターし，利用者の状態や意図，障害物や動物体の接近を検出する。これらの検出結果は，ネットワークを介して複数の要素システム間で利用者情報，現実世界の情報として共有される。さらに，バリアフリー情報を埋め込んだ地図や経路案内，事故による経路の遮断等緊急事態の

福祉タクシー

リフト付きバス

知らせなどの，ネットワーク上の情報も加えて，移動システムを通じてメディア変換・加工されて利用者に伝達される。利用者搭乗型移動システムは，上記機能に加えて利用者を載せて簡単な操作で動き回る機能も備えている。平成12，13年度は，研究のためのインフラを整備し，要素システム間の協調動作実験を行った。平成14年度は更にシステムを充実するとともに小金井市全域のバリアフリーマップを完成した。平成15年度は京都東山のバリアフリーマップを完成し，小金井版とともにインターネットに公開した。

経済産業省では，障害のある人等がITを活用して社会・経済に積極的に参画できる環境を整備するため，平成15年度からは，「障害者等ITバリアフリープロジェクト」として，障害のある人等が共通に利用でき，かつ，障害のある人等にとって使いやすい利用者端末を活用した移動支援システムの開発及び実証に取り組んでいる。

ウ　「オムニバスタウン構想」の推進

平成９年度から，バスの有する社会的意義（マイカーに比べて人・まち・環境にやさしい）が最大限に発揮されたまちづくりを目指す市町村及び関係者の取組を，警察庁及び国土交通省が支援する「オムニバスタウン構想」を推進しており，障害のある人等交通弱者に配慮したノンステップバス，リフト付きバス等の導入の促進やバス停の整備，バスレーンのカラー舗装化，公共車両優先システム（PTPS）の整備等バスの走行環境の改善に資する円滑化施策等バスの利便性の向上を図った。平成15年度末現在11市をオムニバスタウンに指定している。

エ　障害のある人に対する運賃・料金割引

鉄道，バス，タクシー，旅客船，航空等の各公共交通機関では，身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある人及び療育手帳の交付を受けた知的障害のある人及び常時介護を要するこれらの障害のある人の介護者に対して割引を実施している。

有料道路においては，身体障害者手帳の交付を受けたすべての身体障害者について自ら運転する場合や，重度身体障害者，重度知的障害者の移動のために介護者が運転する場合において，通行料金の割引を実施している。

オ　駐車禁止の除外指定

歩行困難な身体に障害のある人が自動車を利用しやすいように，身体に障害のある人の使用する車両に対し駐車禁止除外指定車標章を交付しており，一の都道府県公安委員会から当該標章の交付を受けた車両が他の都道府県においても駐車禁止規制の適用が除外されるよう措置している。

図表1-35　駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている車両の数（平成15年末現在）

対象者	件数
本人	206,818件
介護者	181,499件
合計	388,317件

資料：警察庁

（４）バリアフリー情報の提供

（社）日本旅行業協会では，海外のバリアフリー設備を備えた施設の情報をまとめた「バリアフリー海外旅行情報」と障害のある人等が安全かつ円滑な旅行の実施を確保できるようにするための会員向けガイドラインである「障害をもつ人・高齢の人の海外旅行に関する取扱い手引書」を平成11年２月に策定し，関係者に対し周知した。

障害者等ITバリアフリープロジェクト

概要

障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため，障害者等が共通に利用でき，かつ，障害者等に使いやすい利用者端末を活用した移動支援システムの開発及び愛知万博での評価試験に取り組む。

それにより，当該利用者端末・システム等の実用化及び普及を促進するための仕様・規格の標準化に資する技術情報の抽出と提供を行う。

システムのイメージ

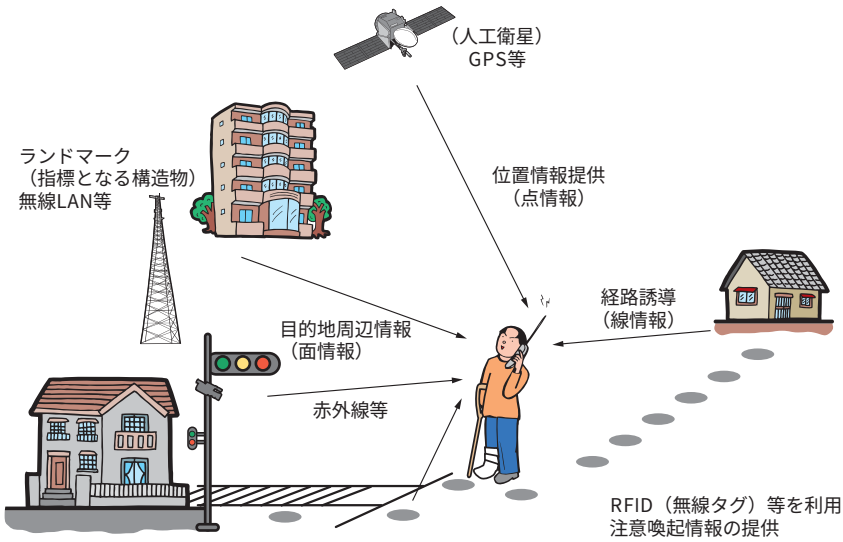

開発スケジュール

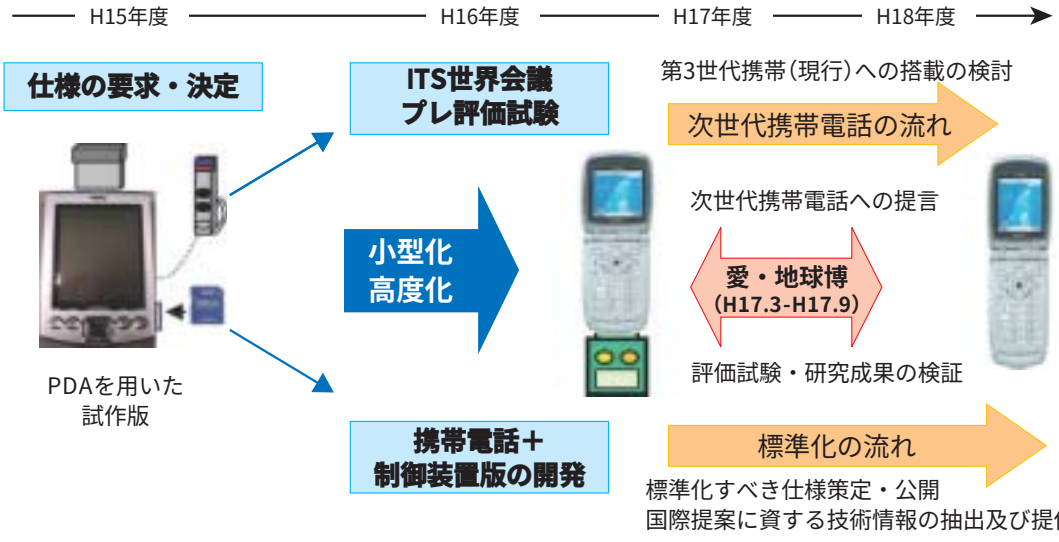

平成13年度には，一般消費者向けに「バリアフリー旅行ハンドブック」を発行した。

また，国土交通省及び（財）交通エコロジー・モビリティ財団では，高齢者・身体に障害のある人等の移動支援のため，インターネットによるバリアフリー情報「らくらくおでかけネット」を平成14年１月から運用している。当該ネットでは，約4,300の駅・ターミナルのバリアフリー情報を提供し，平成15年度末時点で約180万件（運用開始時からの累計）のアクセス数となっている。

（５）公園，水辺空間等のバリアフリー化

ア　公園整備における配慮

都市公園等は，良好な都市環境の形成，オープンスペースとしての機能を有するとともに，障害のある人にとって，スポーツ，文化，レクリエーション等の活動を通じた憩いと交流の場であり，健康増進，社会参加を進める上で，重要な役割を担っている。

障害のある人を含むすべての人に使いやすい都市公園とするためには，公園の計画，設計等について，様々な観点から配慮事項の検討が必要である。国土交通省では，このような観点から，ユニバーサルデザインの手法を導入した都市公園の計画・設計の指針を，平成11年度に取りまとめた。

都市公園等の整備に当たっては，障害のある人を含むすべての人の利用に配慮した公園施設を設置するため，園路の幅員と勾配の工夫，縁石の切り下げ，手すりの設置を行うほか，水飲み場，トイレ等において障害のある人の利用に配慮した公園施設の整備を推進している（平成14年度末現在，障害のある人の利用に配慮したトイレ１万1,182か所）。

緑に囲まれた安全で快適な公園で，障害のある人にも野外活動の機会を提供するとともに，障害のある人とそうでない人が共に交流しふれあうことができるよう，福祉施設と一体となった公園の整備を推進している。また，障害のある人，高齢者及び乳幼児連れの母親等が安心して使うことができるトイレ（ゆったりトイレ）を整備するなど，公園施設のバリアフリー化を積極的に推進している。

全国の有料国営公園においては，身体障害者等に対する入園料金を免除することにより，野外活動の機会の増進や経済的負担の軽減を図っているほか，国営昭和記念公園等においては，障害のある人も楽しく安全に遊ぶことができるバリアフリー化した大型遊具等を設置している。

環境省では，国立・国定公園及び良好な自然景観が残されている地域などにおいて，自然環境を保全しつつ，自然との豊かなふれあいの場の整備を行っており，国立・国定公園等の整備に当たっては，主要な利用施設であるビジターセンター，園路，公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施するなど，様々な利用者を想定した，人にやさしい施設の整備を推進している。

イ　水辺空間の整備における配慮

河川，渓流，海岸等の水辺空間は，公園と同様に，障害のある人にとって憩いと交流の場を確保するための重要な要素となっている。このため，河川環境整備事業，砂防環境整備事業，海岸環境整備事業等を通じて，障害のある人等にも配慮した水と緑の空間の確保を行い，堤防・護岸の緩傾斜化，堤防及び親水広場におけるスロープの設置，休憩施設の設置などの自然空間と調和のとれた河川，渓流，海岸等の親水空間づくりに取り組んでいる。

らくらくおでかけネット

公共交通機関のバリアフリー情報をインターネットや
携帯端末により提供しています。

駅ターミナル情報

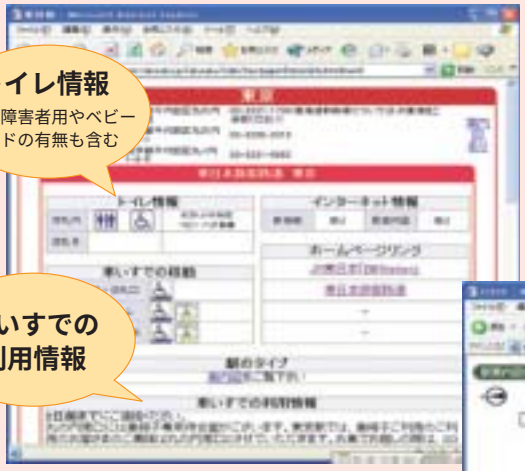

駅案内図

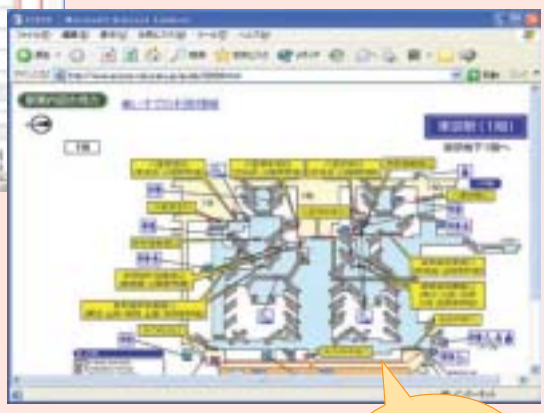

■駅・ターミナル情報
- ●車いすでの利用情報
- ●トイレ情報
- ●駅案内図等

■乗り継ぎ情報
- ●複数の乗換案内情報
- ●車いすでの利用のしやすさを表示
- ●トイレ情報等

■運行情報
- ●鉄道事業者の運行情報

■福祉輸送サービス情報
- ●リフト付タクシー等の情報

■リンク集
- ●交通事業者や関連団体等の情報

パソコンからご利用になる場合

http://www.ecomo-rakuraku.jp/rakuraku/index

携帯電話からご利用になる場合

(i-mode,J-sky)
http://www.ecomo-rakuraku.jp/rakuraku/mobile/

(EZ-web)
http://www.ecomo-rakuraku.jp/rakuraku/mobile_ez/
(注) EZ-web版は，EZ-webからしか利用できません

都市公園におけるバリアフリー

国営昭和記念公園での取組

「だれでも安心して楽しむことができる公園づくり」を基本理念とし，車椅子利用者や視覚障害者のモニターの方々からご意見を伺いながら，園路や遊具等のバリアフリー化や身障者や高齢者の方々に公園をより楽しんでいただくよう介助や案内を行うガイドボランティアの育成を実施。

車椅子使用者に配慮した園路

ガイドボランティア

『みんなのための公園づくり―ユニバーサルデザイン手法による設計指針』において示されている施設設計例

車椅子使用者に配慮した遊具
（高低差を利用した遊具）

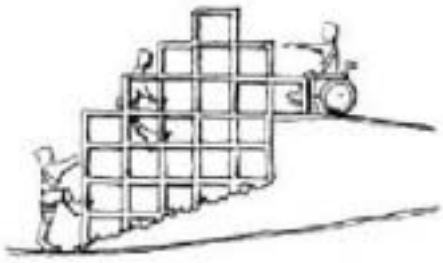

砂場
（車椅子使用児にも使いやすい形状のものを設ける）

出典：『みんなのための公園づくり―ユニバーサルデザイン手法による設計指針』（社）日本公園緑地協会

ウ　港湾緑地・マリーナ等における配慮

港湾緑地は，人々が港を訪れ海に親しめる快適な空間としての重要性が大きくなってきており，障害のある人等も快適に利用できるよう，計画の段階から周辺交通施設と円滑な接続ができるよう，港へのアクセスや施設配置に配慮するとともに，安全面への配慮も行いつつ，スロープ・手すりの設置や段差の解消等の整備を推進している。また，マリーナ等については，障害のある人でも気軽に安全に海洋性レクリエーションに参加できるよう，バリアフリー化のための施設整備を今後一層推進していくこととしており，平成13年には愛知県の三河港において，障害のある人の利用に配慮したプレジャーボートの係留施設であるバリアフリーポンツーン(浮桟橋)を整備した。

エ　下水道施設の上部利用等の活用

限られた都市空間を福祉の観点からも有効に活用するため，下水道施設の上部空間を障害のある人にとっても親しみやすい公園や下水処理水を利用したせせらぎなどとして整備を図るとともに，療養施設等の冷暖房の熱源に下水処理水等の熱エネルギーを利用する取組を実施している。

オ　森林・施設の整備における配慮

森林は，心身の癒(いや)しや健康づくりの場等として，幅広い国民に利用されている。平成13年６月に改正された「森林・林業基本法」に基づき，同年10月に策定された「森林・林業基本計画」においても「健康づくり等の森林利用の推進」を明記し，健康づくりの場としての森林の利用に対する国民のニーズに応じた森林の整備に努めている。このため，年齢や障害の有無にかかわらず，すべての利用者を想定した森林・施設の整備を図る場合に参考となる技術指針（「森林総合利用施設におけるユニバーサルデザイン手法のガイドライン」）を作成し，その普及を進めるとともに，森林空間総合整備事業，教育のもり整備事業，生活環境保全林整備事業等において，ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた森林・施設の整備に取り組んでいる。

3 安全な交通の確保

（1）安全かつ円滑な通行の確保

ア　あんしん歩行エリアの整備

我が国では，交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合が４割を超え，欧米と比べて高い割合となっており，また，歩行中の交通事故死者の約６割が自宅付近で被害に遭っている。こうした情勢を踏まえ，障害のある人を含むすべての人が安全に安心して歩くことができるよう，死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で，その外縁を幹線道路が構成するものをあんしん歩行エリアとして指定し，地域住民等の要望等を踏まえながら，都道府県公安委員会と道路管理者が連携して，信号機の新設・高度化，路側帯の拡幅，交差点改良等の面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を推進している。

イ　沿道等を活用した道路施設の整備

建築空間との協調を図りつつ，沿道と一体となった道づくりを進める。特に，交通安全施設等整備事業等による整備と併せ，「道路交通環境改善促進事業」により，道路空間と一体となって機能する沿道や駅等の公共施設の空間を活用して，歩行者道路や交通広場等の整備を推進している。

ウ　利用する視点からの歩行空間の整備

歩行空間の整備に当たっては，様々な利用者の視点を踏まえて整備され，整備後も，不法占用や放置自転車のない歩行環境が確保されるよう，行政と住民・企業など地域が一体となった取組を行っていく必要がある。このようなことから，様々な利用する人の視点に立って道路交通環境の整備が行われ，適切な利用が図られるよう，「交通安全総点検」の点検結果を新規整備の際に活用するなど計画段階から住民が参加した整備を推進している。

エ　障害のある人等の利用に配慮した信号機等の設置

歩行者用信号が青になったことを鳥の声やメロディーといった音で知らせる音響信号機や，押ボタンを押したり携帯用発信機を操作したりすることにより歩行者用信号の青時間

が延長される高齢者等感応信号機を設置するなど，障害のある人等の利用に配慮した交通安全施設の整備を促進している。

また，歩行者と車両の通行を時間的に分離して歩行者と自動車との事故を防止する歩車分離式信号の導入を推進している。

携帯情報端末等を通じて安全な歩行に必要な情報を提供するPICS（歩行者等支援情報通信システム）については，全国21地区で試験的に運用してきたところであるが，障害のある人等の利用に配慮の上，平成15年度から特定交通安全施設等整備事業により整備を始めた。

●図表1-36　バリアフリー対応型信号機の設置状況（平成15年度末現在）

種類	基数
高齢者等感応信号機	4.6千基
歩行者感応信号機	1.0千基
視覚障害者用付加装置	12.7千基
音響式歩行者誘導付加装置	1.4千基
歩行者支援装置	0.5千基

資料：警察庁

オ　障害のある人等が運転しやすい道路交通環境の整備

障害のある人を含むすべての人が安心して運転できるよう，ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上，疲労運転の防止等を図ることとし，道の駅等の休憩施設の整備，付加車線（ゆずりあい車線）の整備，道路照明の増設を行うとともに，高速自動車国道のサービスエリアやパーキングエリア，自動車駐車場等において障害者用トイレや障害者用駐車ます等の設置を推進している。

障害のある人を含むすべての人が運転しやすい環境を実現するために，信号灯器のLED化，道路標識の大型化・高輝度化，道路標示の高輝度化，交通情報提供装置の整備，道路情報板，情報ターミナル等の道路情報提供装置やそれを支える光ファイバー網等の情報通信基盤の整備を推進している。

身体障害者標識の制度の導入を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が平成14年６月１日に施行された。改正法においては，肢体不自由を理由に免許に条件を付された者が，身体障害者標識を表示して普通自動車を運転している場合には，他の運転者は，危険防止のためやむを得ない場合を除いて，その普通自動車に対して幅寄せや割込みをすることが禁止された。また，同改正法においては，身体に障害のある歩行者等その通行に支障があるものが道路を横断し，又は横断しようとしている場合において，当該歩行者から申出があったときその他必要があると認められるときは，警察官等その他その場所に居合わせた者は，当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならないこととし，車両等の運転者は，身体に障害のある歩行者等その通行に支障のあるものが通行しているときは，その通行を妨げないようにしなければならないこととされた。

（２）電動車いすの型式認定

道路交通法上，一定の基準に該当する原動機を用いる身体障害者用の車いすを通行させている者は歩行者とされるが，平成15年度において，その基準に該当する６型式が型式認定された。

（３）運転免許取得希望者への配慮

身体に障害のある運転免許取得希望者の利便の向上を図るため，各都道府県警察の運転免許試験場に，スロープ，エレベーター及び視覚障害者誘導用ブロック等を整備することに努めているほか，運転適性相談

PICS（歩行者等支援情報通信システム）

PICS（歩行者等支援情報通信システム）は，歩行者の所持する携帯情報端末等を介して，信号の状態（赤・青）を知らせたり，歩行者信号の青時間を延長したり，目的地までの段差の少なくかつ最短な歩行ルートを画像や文字で案内するなどにより，障害のある人等の安全な移動を支援するシステムです。

携帯情報端末等

窓口を設け，障害のある人の運転適性について知識の豊富な職員を配置して，運転免許取得に関するアドバイスを行っている。また，身体に障害がある人が指定自動車教習所への入所を希望する場合は，教習所を紹介するなどの相談業務も行っている。

身体に障害のある人でも補助手段を講ずることにより，自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは，標準の試験車両以外の車を運転免許試験場に持ち込んで技能試験を受けることができ，これにより運転免許試験に合格した場合は，身体の状態に応じた条件が付された上で免許が与えられる。

指定自動車教習所に対し，身体に障害のある人の持ち込み車両による教習の実施や施設の改善等を指導している。

●図表1-37　運転免許の条件付与件数（平成15年）

補聴器の使用	身体障害者用車両に限定	義手又は義足の条件	合　　計
35,148	204,245	4,395	243,788

（注）上記区分中，２種類以上の条件が付されている場合は，表の左側となる区分に計上。

資料：警察庁

4 防災，防犯対策の推進

（1）防災対策

ア　防災対策の基本的な方針

地震・豪雨などによる災害や火災が起きたとき，障害のある人等のいわゆる災害時要援護者を救出，救護したり，災害発生のおそれがあるとき，事前に避難させたりすることは，安全で安心して暮らせる地域をつくっていく上で，極めて重要な課題であり，近年の高齢化の進展を考えるとその重要性は，一層高まるものと思われる。

平成７年12月には，同年１月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，災害対策基本法が改正され，新たに，障害のある人，高齢者，乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施努力義務が規定された。

中央防災会議が作成する防災基本計画においては，防災知識の普及，災害時の情報提供，避難誘導等防災の様々な場面において，障害のある人や高齢者，外国人等いわゆる災害時要援護者に配慮したきめ細やかな施策を行う必要があるとしている。

平成15年７月には，中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」の報告がまとめられ，その中で，住民等の間，住民等と行政の間の情報共有化の観点から，

・災害時要援護者への確実な情報提供として，災害時の情報収集が困難な情報弱者に対して，確実に緊急情報が伝わるよう，光・振動・文字等の形式の情報を各種伝達手段により提供する
・災害時に情報の入手や行動が遅れがちな災害時要援護者が，早めに時間的余裕を持って行動できるような情報提供を行う
・電子メールによる緊急通報への対応等を通じて，災害時要援護者からの通報にも的確に対応できるようにする

等の施策を進めるべきであるとしている。

平成15年５月と12月には，東海地震，東南海・南海地震対策のマスタープランとなる，「東海地震対策大綱」及び「東南海・南海地震対策大綱」が中央防災会議で決定され，障害のある人や高齢者，外国人等の災害時要援護者への対策については，情報提供や避難の支援，避難生活の運営等災害応急対策のあらゆる面で，どのような対策が必要となるか関係機関で十分検討し，迅速かつ的確な対応がなされるよう措置する旨規定している。

イ　災害時要援護者対策等の推進

平成14年12月には,「自主防災組織の手引」の20年ぶりの大幅改訂を行い，その中で，外国人，老人，障害のある人等の災害時要援護者に配慮した防災計画策定，災害時のボランティア活動との協働等について新たに盛り込んだほか，新設した災害時活動マニュアル編においても災害時要援護者への配慮について記述の充実を行った。「手引」は１万部作成し，全国の地方公共団体などに配布し，自主防災組織の活動強化を図った。

ハード面の整備については，地方公共団体が，障害のある人等の災害時要援護者対策に配慮して行う防災拠点施設，避難路，避難地，ヘリポート，備蓄倉庫，防災無線等の整備が計画的，積極的に行えるよう，防災基盤整備事業等により支援し，地方債の元利償還金の一部について交付税措置を行っている。また，社会福祉施設を含む公共施設や災害時要援護者等の避難地となる公共・公用施設の耐震改修についても公共施設等耐震化事業により支援し，地方債の元利償還金の一部について交付税措置を行

っている。

地域における災害時要援護者対策を更に推進するためには，地方公共団体等が，ハード，ソフト両面において防災に配慮して行うまちづくりが重要であることから，「福祉と防災ボランティア」をキーワードとしたまちづくりを含め，特に優れた取組・工夫・アイディアを表彰する「防災まちづくり大賞」を実施している。

防災基盤整備事業の一つとして災害時要援護者消防緊急通報システムの普及に努めるとともに，災害時要援護者が入所する施設における避難対策の強化等の防火管理の充実について消防機関に周知している。

地域や企業等における各種防災訓練の際に，災害時要援護者を重点とした避難誘導訓練を実施し，防災意識の高揚を図っている。

各都道府県警察においては，障害のある人が入所する施設等への巡回連絡，ミニ広報紙の配布，FAXネットワークの活用等による障害のある人の防災に関する知識の普及や自主防災組織等の育成による障害のある人に対する支援体制の整備促進に努めている。

災害時においては，建物の崩壊，道路の損壊等による交通の混乱が予想されることから，光ビーコン，交通情報板等の整備を推進し，災害時に障害のある人等を救援するための緊急通行車両等の通行を確保するとともに，災害時の停電による信号機の機能停止に備え，自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進し，障害のある人等の安全な避難を確保するよう努めている。

ウ　障害者施設等への対策

災害時要援護者対策を推進するには，まず，地域における災害時要援護者の状況を的確に把握した上で，社会福祉施設など災害時要援護者が入所している施設自らの対策を促進するための情報提供等を行う必要がある。また，災害時要援護者や災害時要援護者施設への防災情報の伝達体制を整備し，入所者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の具体化を促進するとともに，被災した場合の防災関係機関への迅速な通報体制の整備及び避難先における入所者等の生活確保体制の整備を促進する必要がある。さらに，消防機関や災害時要援護者施設の職員，自主防災組織が中心となって，地域の実情に応じた支援体制をつくることが不可欠である。

このため，災害時要援護者施設における土砂災害対策をめぐる課題の解決への新たな方向を示した「災害弱者施設の防災対策のあり方に関する調査検討委員会」（平成11年３月自治省消防庁）による提言を参考に，全国の地方公共団体に対し，危険箇所，危険地区等に所在する施設の防災対策について，出水期前に早急に地域防災計画の点検を実施し，地域の実情を踏まえ，所要の措置を講じるとともに，対象施設への情報提供，対象施設における気象警報等の情報入手・警戒避難体制に留意するよう要請している。

福島県西郷村の救護施設が被災した平成10年８月末豪雨災害の教訓を踏まえ，障害のある人等迅速な避難行動が困難な災害時要援護者の生命を土砂災害から守るため，関係省庁が合同で病院，社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設にかかる土砂災害緊急点検調査を実施し，迅速な避難が困難な者が入所・入院している災害時要援護者関連施設を保全対象に含む危険箇所において治山事業，砂防・地すべり対策，急傾斜地崩壊対策事業等を重点的に実施するとともに，災害時要援護者関連施設管理者等へ土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する情

報の周知・徹底を図っている。また，平成12年度より災害時要援護者関連施設に係る急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の拡充を行い，重点的な整備促進に努めている。

平成15年度より治水上の緊急性・必要性が高く，整備効果が大きい区間等について，新たに重点区間を設定・公表し，重点投資を行っている。特に砂防関係事業については，自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち，特に土砂災害のおそれの高い箇所を特定し，おおむね５年での効果発現を図ることとしている。併せて，集中豪雨や台風襲来等の出水に対して，障害のある人などの災害時要援護者が速やかに避難できるよう配慮した支援体制を整備するよう，地方公共団体に要請している。

迅速かつ的確な対応により自然災害時における障害のある人等の安全かつ迅速な警戒・避難が可能となるように，防災情報システム等の整備強化を図ることに加え，洪水，津波，高潮，土砂災害等が万一発生した場合に備え，過去の災害や危険箇所，情報入手方法，避難地の位置等を具体的に示した洪水ハザードマップ等によるきめ細かな情報の提供を推進し，防災意識の高揚に努めている。

土砂災害により建築物に損壊が生じ，住民に著しい危害が生じるおそれのある区域（土砂災害特別警戒区域）において，災害時要援護者関連施設等の開発行為を行う場合については，許可制とすることなどを内容とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年４月１日より施行され，現在，基礎調査を重点的に実施することにより，土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

エ　水害対策

洪水被害を防止又は軽減することを目的に河川改修やダム建設等を行う治水対策，過去の高潮・津波等による災害発生の状況等を勘案した海岸保全施設整備を積極的に推進することとしている。特に，被災後従前の生活に戻るまでに多大な労力を要するなど，障害のある人の日常生活に著しい負担をもたらす床上浸水被害が頻発している地域において進めている床上浸水対策特別緊急事業について，平成11年度より採択条件に高齢者世帯の浸水状況等を追加するとともに，治水対策を５年間で完成させるように事業を拡充した。

平成16年度には，障害者等災害時要援護者の海岸利用の促進を図るとともに，災害時要援護者を津波・高潮等の海岸災害から守るため，安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する災害弱者対策事業を創設することとしている。

水害，土砂災害発生時等において，河川管理者が有する雨量，河川の水位等の河川情報を地方公共団体をはじめ地域住民に迅速かつ的確に伝達するため，（財）河川情報センターにおいて河川情報の収集，処理，加工を行い，全国情報ネットワーク（東京，大阪等の全国主要都市に９地方センター，１支所を設置）を通じて，端末機により一般に向けて情報提供している。この端末機は，NTT回線によりオンラインで情報を配信し，リアルタイムでディスプレイ上に，文字情報，表，グラフ等を表示するものである。特に緊急時においては，視覚障害者の安全性の確保等を考慮し，雨量，水位が一定量を超えるなどの緊急事態になった場合には，端末機を使用していなくとも警報ブザーや電話で危険を知らせることとなっている。また，地方公共団体の防災活動や国民の警戒避難行動等を支援し，土砂災害による人的被害の最小化を図るため，国土

交通省河川局砂防部，気象庁，総務省消防庁の連携による土砂災害警戒情報の伝達の施策に取り組んでいる。渇水時においても情報提供を推進しており，全国のダムの貯水状況，取水制限，給水制限を受けている市町村に関する情報等の提供を行っている。これらの情報をNHK等報道機関を通じた情報提供体制の整備も併せて進めている。

オ　防火安全対策

春，秋の全国火災予防運動において，地域の実情に応じ，「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」を重点目標として取り組むことについて消防機関に周知しており，これを受け，消防機関では視覚障害者等に対する避難誘導体制の確立や，自力避難困難者が入所している施設における近隣住民，ボランティア組織との応援・協力体制の確立等の防火安全対策を積極的に推進している。

「住宅防火基本方針」（平成13年消防庁策定）に基づき，行政機関と福祉関係者等の防火対策推進協力者とが連携して，訪問防火指導など，障害のある人や高齢者等を中心とした住宅防火対策を推進してきたが，平成15年の消防審議会の答申等において，住宅用火災警報器等の設置義務化などにより住宅防火対策の充実を図ることとされた。

また，地域や企業等における各種防災訓練の際に，災害時要援護者を重点とした避難誘導訓練を実施し，防災意識の高揚を図っている。

（２）防犯対策

ア　警察へのアクセス

障害のある人は，防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており，また，犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く，不安感も強いことから，障害のある人の気持ちに配慮した各種施策の推進に努めている。

障害のある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための施策例としては，①交番等の玄関前の段差を解消するためにスロープを設けるなど車いすの利用者に配慮した交番等の整備を進めていること，②

手話交番

聴覚障害者の利便と気持ちに配慮した警察活動を図ることを目的として，手話ができる警察官等を配置した「手話交番」を12都府県41交番等で開設しています。手話ができる警察官等は「手話バッジ」を着用しており，

○地理指導
○迷子の相談
○困りごとの相談

等を行っています。

手話バッジ

FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）を全都道府県警察において導入していること，③Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）を平成16年２月１日現在，38都道府県警察において導入していること，④FAXネットワーク（交番等に設置されているFAXと障害者団体，障害のある人の自宅等のFAXを利用して情報交換を行うもの）の構築や点字ミニ広報紙の発行等による障害のある人への情報提供に努めていること，⑤手話のできる警察官等が（財）全日本ろうあ連盟等が作成した「手話バッジ」を装着し，聴覚に障害のある人に一目で分かるようにしていること，⑥手話のできる警察官の交番への配置を進めることによって，聴覚に障害のある人が身近な交番で遺失物及び拾得物の届出，困りごと相談等を行えるよう利便を図っていることなどが挙げられる。

イ　犯罪・事故被害の防止

障害のある人が犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くための施策例としては，①パトロールや巡回連絡を通じて，障害のある人の困りごと相談や警察に対する要望に応じるとともに，身近な犯罪や事故の発生状況，防犯上のノウハウ等の安全確保に必要な情報の提供に努めていること，②防犯協会，ボランティア団体等とのフォーラムを開催し，障害のある人の身近な危険に関するニーズの把握に努めていること，③防犯協会，障害者団体，ボランティア団体等と連携して，点字やビデオテープによる「地域安全ニュース」を発行していること，④地域によっては，地方公共団体と協力して障害者世帯への連絡通報装置の設置を促進し，障害のある人の連絡の利便を図ることなどが挙げられる。

こうした諸施策が有効に行われるよう，警察部内では職員が障害のある人からの困りごと相談等に適切に対応するための講習会の開催等を行うとともに，地方公共団体，消防機関，社会福祉協議会等との情報交換及び連携活動を密にし，障害のある人の生活実態に応じた防犯活動の推進を図っている。

このほか，警察では，（社）日本防犯設備協会に対して，障害のある人を対象とした安全で信頼性の高い防犯システムの調査研究及びその基準づくりを進めるよう指導しており，（社）日本防犯設備協会では障害のある人に対応したホームセキュリティガイドを作成・配布する等の活動を行っている。また，障害のある人の生活施設や障害のある人が居住する住宅等における障害のある人の特性に配慮した防犯設備の整備・充実及び犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図っている。

第２節
障害のある人が安心して生活を送るための施策

1 情報バリアフリー化の推進

（１）総合的な支援拠点の整備

平成14年度より障害者がパソコン等の使用方法について相談できるパソコンボランティアの養成・派遣事業を開始し，平成15年度からはボランティアの活動支援，専門性を持った利用相談，ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点としての「障害者ITサポートセンター」運営事業を開始した。

（２）障害者に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に

享受するためには，障害のある人を含めだれもが，自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては，その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず，収益性の低い分野であることから，国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに，民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

総務省では，障害のある人や高齢者を含め，複雑な操作やストレスを感じることなく，だれもが安全で安心して情報通信を利用できる環境を実現するため，平成15年度から３か年計画により映像コンテンツの光刺激等に対する生体安全技術の研究開発を産学官連携により開始したほか，平成14年12月から平成15年７月までの間「ネットワーク・ロボット技術に関する調査研究会」を開催した。同研究会においては，新たなライフスタイルの創出，高齢化・医療介護等の社会問題への対応，新IT社会の構築等への貢献が期待されるネットワークロボットの早期実現に向けた総合的な推進方策について検討を行い，その検討結果を平成15年７月に公表した。この結果を受け，平成16年度から５か年計画で国による研究開発の実施に向けて基本計画の策定等を行い，研究開発を開始することとしている。

ICT（Information and Communications Technology）を容易かつ主体的に活用できるようにすることは，我が国経済社会の創造的かつ活力ある発展にとって重要なことであり，その実現に向けた取組の一層の強化が必要である。このような問題意識から，総務省では，ICTを日々の生活や仕事の中で活用している障害者・高齢者の先進的知見を参考に，ICTが障害者・高齢者をはじめとしただれにとっても一層使いやすく，活用しやすいものとなるための課題を抽出し，方策を検討することを目的として，「高齢者・障害者によるICT活用の推進に関する研究会」を開催し，平成15年５月に報告書を公表した。同報告書では，情報通信機器等のユニバーサルデザインの推進，障害者を対象としたICTの総合的な利活用支援体制の確立等を提言している。

平成12年度から14年度にかけて，障害者・高齢者等を含めただれもがホームページの情報を容易に利用できるようホームページの問題点を点検・修正するシステムを開発し，実証実験等によりシステムの完成度を高め，平成15年度には，完成したシステムをCD-ROM化して地方公共団体等に配布するなど，広く公表した。

（３）障害者等の利用に配慮したシステムの普及

ア　アクセシビリティ指針の策定

障害のある人や高齢者が円滑に電気通信サービスを利用できるようにするため，平成10年10月，電気通信設備に求められる機能の指標を定めた「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」を告示した。

この指針では，ユニバーサルデザインの概念に基づき，求められる電気通信設備の機能について，

① 障害にかかわらず入力を可能とすること
② 障害にかかわらず出力結果の利用を可能とすること
③ 障害にかかわらず電気通信設備の操作を容易に行えること

を示しているほか，電気通信設備が上記の機能を有することが困難な場合は，障害のある人や高齢者が通常使用している障害を

補う設備との接続性を確保すること，電気通信設備の設計・開発に当たってはアクセシビリティ及び接続性を評価し反映させること等を定めている。

この指針を受け，障害者等関連団体，電気通信提供者団体及び学識経験者で構成される「情報通信アクセス協議会（平成10年１月設立，平成15年７月「電気通信アクセス協議会」から改称）」において，この指針を満たす電気通信の実現方法，統一仕様等について検討を行い，関係業界として遵守すべき自主基準である「障害者等電気通信設備アクセシビリティガイドライン（第１版）」を平成12年７月に策定，公表した。また，同ガイドラインについては，平成15年度より，近年の技術動向等を踏まえ改定作業を行っている。

近年，補聴器の小型化・高性能化の開発は目覚ましいものがあり，屋外等の離れた場所からでも，距離や周囲の騒音の影響を受けずに聞き取ることができる電波を利用した補聴援助システム（ワイヤレス補聴器）についての需要が高まっている。

また，聾（ろう）学校等の教育の場においても，生徒の耳元に教師及び他の生徒の声を確実に届け，スムーズな会話を行うことのできるシステムが望まれている。また，日常生活で補聴器を利用している難聴者にあっても，講演などの場において講師の声がスムーズに聞くことのできるシステムが求められている。

●図表1-38　アクセシビリティに関する規格体系と開発の考え方について

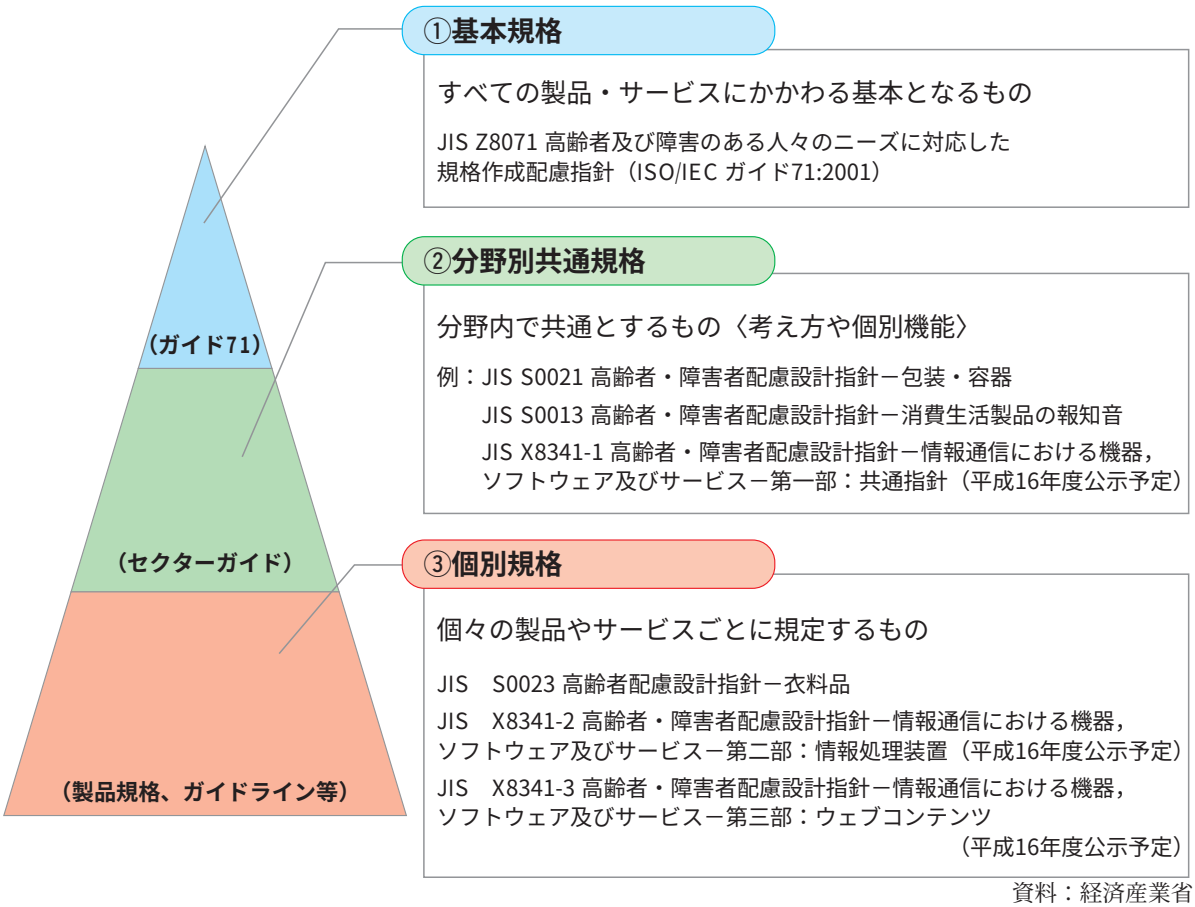

資料：経済産業省

こうしたことから，個人や集団で使用する電波を利用した補聴援助システムについて，制度化を図った。

平成７年４月に制定した「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」は，制定から既に５年が経過しており，この間に我が国の情報化及び情報処理機器を取り巻く利用環境が急速に変化した。このため，平成11年度に指針の改訂作業を実施し，平成12年６月５日付けで「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」を制定するとともに公表した。また，汎用の情報処理機器・ソフトウェアを障害のある人や高齢者が使いやすくするために，アクセシビリティ専用製品を開発する上で参考となる数値データや操作方法のイラストの例示を追加した解説書を作成し，Webサイトへ公表した（http://it.jeita.or.jp/perinfo/committee/accessibility/web/index.html）。

イ　JISの作成

平成15年度においては，上記の諸指針等に沿って，政府だけでなく，団体などでも取り組んでいる規格等を体系化し，「（情報通信分野の）共通指針」「情報処理装置」「ウェブコンテンツ」に関するJISを作成した。また，アクセシビリティの普及活動として，様々な機会を活用して（社）電子情報技術産業協会が会員企業による対応機器の展示等を行うとともに，セミナー等を開催して啓蒙を図った。

（４）ホームページ等のバリアフリー化の推進

障害のある人・高齢者を含めただれもがホームページの情報を容易に利用できるよう開発し，実証実験等を踏まえて改良したホームページの点検・修正システムを，平成15年度にはCD-ROM化して地方公共団体等に配布した。

平成15年７月に「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」が決定した「電子政府構築計画」において，電子政府構築の原則として，ユニバーサルデザイン（だれもが使いやすい設計）の確保を掲げ，高齢者，障害者の使いやすさにも十分配慮されたシステム（音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等）の導入に努めることが明記された。また，同年８月に総務省が作成した「電子自治体推進指針」においても，高齢者，障害者，外国人等のための情報バリアフリー環境への配慮が掲げられた。

2 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

（１）情報機器の取得支援

「障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業」において，平成14年度より，企業等で不要となったパソコンをリサイクルし，障害者に配布するパソコンリサイクル事業を新たに開始した。

（２）通信放送技術の研究開発

平成14年12月から平成15年７月までの間，「ネットワーク・ロボット技術に関する調査研究会」を開催した。同研究会では，新たなライフスタイルの創出，高齢化・医療介護等の社会問題への対応，新IT社会の構築等への貢献が期待されるネットワークロボットの早期実現に向けた総合的な推進方策について検討を行い，その検討結果を平成15年７月に公表した。また，この結果を受け，平成16年度から５か年計画で国による研究開発の実施に向けて基本計画の策定等を行い，研究開発を開始することとしている。

3 情報提供の充実

（1）情報提供に係る研究開発の推進

ア　民間による研究開発に対する支援

平成９年度から障害のある人，高齢者向けの通信・放送サービスの開発に対する助成制度を創設し，独立行政法人情報通信研究機構を通じ民間による研究開発の支援を行っているほか，平成13年度からは，同機構を通じ身体に障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発に対する支援も進められている。

イ　使いやすい電話機の開発

通信サービスの中でも特に電話は，障害のある人にとって日常生活に欠かせない重要な通信手段となっており，こうした状況を踏まえ，電気通信事業者においても，音量調節機能付電話等福祉用電話機器の開発や車いす用公衆電話ボックスの設置など障害のある人が円滑に電話を利用できるよう種々の措置を講じている。

（2）情報提供体制の整備

ア　情報ネットワークの整備

平成３年度からコンピュータ・ネットワークを利用し，新聞情報等を即時に全国の点字図書館で受信できる「点字即時情報ネットワーク事業」を行うとともに，平成５年度からは全国の点字図書目録をデータベース化し，点字図書が全国のどの点字図書館にあるかを検索したり，点訳状況を知ることができる「点字図書情報検索システム」が稼働している。

平成７年度には，障害のある人の社会参加に役立つ各種情報の収集・提供と，障害のある人の情報交換の場を提供する「障害者情報ネットワーク（ノーマネット）」を構築するとともに，平成８年度には，国内外からの障害のある人に関係する国内外の保健福祉研究情報を収集・蓄積し，インターネットで提供する「障害保健福祉研究情報システム」を構築した。

平成10年度からは，「デジタル音声情報システム（デイジー）」を全国の点字図書館等に導入し，視覚に障害のある人にとって利便性の高い録音図書（法令図書等）を製作，貸出しするとともに，「障害者情報ネットワーク」に法令デジタル録音図書をデータベース化してきている。

障害者情報ネットワークでは，視覚に障害を持っている人等からの情報アクセスを容易にするため，文字情報，音声情報及び画像情報を統合して同時提供するマルチメディアシステム化を図るとともに，同システム情報を提供するための入力システムについて，点字図書館や点字出版施設，聴覚障害者情報提供施設への整備を進めている。

障害のある人も自らの食について考え，自立した生活を送るために，ユニバーサルデザインの食品の容器・包装や調理器具等に関する検討及び情報提供，テープ，大活字・点字書籍や画像音声によるインターネットを通じた食生活関連情報の提供などを行っている。

イ　字幕付きビデオの作成

検察庁では，小・中学生向けに分かりやすい表現で刑事手続について解説した広報ビデオ「法と精義の守り手・検察庁」や被害者の視点から刑事手続・証人尋問手続等について解説した広報ビデオ「被害者とともに」を移動教室プログラム等において上映するほか，要望に応じて学校へ貸し出すなど，積極的に活用しているところであるが，これらのビデオについては字幕を付けたものも製作しており，耳の不自由な人も

利用できるようにしている。

法務省の人権擁護機関では，各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に，字幕付ビデオも併せて作成している。

ウ　国政選挙における配慮

国政選挙においては，点字による「候補者名簿及び名簿届出政党等名簿」の投票所等への備付け並びに「選挙のお知らせ」の配布，投票所における車いす用スロープの設置等により，障害のある人が投票を行うために必要な配慮を行っている。なお，平成７年からは，参議院比例代表選出議員選挙における政見放送に手話通訳を導入したほか，平成８年の衆議院小選挙区選出議員選挙からは，政見放送として政党が作成したビデオを放送することができるようになったことに伴い，政党の判断により手話通訳をつけることが可能となっている。

（３）字幕放送の推進

視覚障害者向けには，テレビジョン音声多重放送を利用して，番組の内容に即応して場面・状況，出演者の動き等を音声により説明する解説放送が実施されている。聴覚障害者向けには，テレビジョン文字多重放送を利用して，番組に即応して台詞，ナレーション，歌詞等を画面上に字幕で表示する字幕放送や，画面の全部又は一部に手話を表示する手話放送が実施されている。

●図表1-39　字幕放送普及行政の指針

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">普及目標の対象</th><th rowspan="2">目　標</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>放送時間</th><th>放送番組</th></tr>
<tr><td>NHK</td><td rowspan="4">午前７時から
午後12時まで</td><td rowspan="4">新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組（注）</td><td>2007年までに対象の放送番組の全てに字幕付与
（現状）
NHK総合　30%</td><td>教育放送については，聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ，できる限り多く字幕付与する。</td></tr>
<tr><td>放送大学学園</td><td>聴覚障害者等のニーズを踏まえ，できる限り多く字幕付与</td><td></td></tr>
<tr><td>地上民放
放送衛星による放送（NHKの放送を除く）</td><td>2007年までに対象の放送番組の全てに字幕付与
（現状）
東京キー局　４%</td><td>独立U局については目標年次を弾力的にとらえることとする。</td></tr>
<tr><td>通信衛星による放送
有線テレビジョン放送</td><td>当面は，できる限り多くの放送番組に字幕付与</td><td></td></tr>
</table>

（注）「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組
①技術的に字幕を付すことができない放送番組（例：現在のところのニュース，スポーツ中継等の生番組）
②オープンキャプション，手話等により音声を説明している放送番組（例：字幕付き映画，手話ニュース）
③外国語の番組
④大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組
⑤権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

資料：「字幕放送へのアクセス機会の拡大に向けて―字幕放送普及行政の指針の策定」（平成９年11月17日郵政省（現総務省）報道発表資料）より抜粋

これらの放送は，視聴覚障害者が障害のない人と同様に放送を通して情報を入手し，楽しむ上で極めて有効な手段となっており，国としても，制度面，予算面，技術面から各種施策を展開している。

制度面では，平成９年10月には，字幕放送，解説放送に係る免許制度の改善や字幕番組，解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定の創設等を内容とする「放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律」（平成９年法律第58号）が施行された結果，字幕放送の参入に係る負担が軽減され，14社（平成８年度末）に過ぎなかった字幕放送実施事業者が，115社（平成14年度末現在）にまで大幅に増加した。

平成９年11月には，字幕放送の大幅かつ計画的な拡充を図るため，平成19年までの10年間に，字幕付与可能な全放送番組に原則として字幕を付すことを目標とする行政上の指針として「字幕放送の普及目標」を策定した。

予算面では，「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成５年法律第54号）に基づき，独立行政法人情報通信研究機構が衛星放送受信対策基金の運用益を財源として，平成５年度から字幕番組の制作費に対する助成金を交付している。平成９年度には，計画的かつ安定的な助成を可能とするため，既存の衛星放送受信対策基金運用益に加え，新たに一般会計からの補助金を原資とした助成制度を創設した。平成15年度予算では6,919本の字幕番組，1,748本の手話番組に対して助成を行った。平成16年度予算では7.5億円の予算額を確保し，助成を実施することとしている。

字幕放送の普及目標の着実な達成等のため，放送事業者の作成した字幕拡充計画の進ちょく状況の把握・公表等を行っている。

技術面では，平成８年度から平成15年度までの８か年計画で，独立行政法人情報通信研究機構の渋谷上原リサーチセンターにおいて，字幕番組等視聴覚障害者向けの放送ソフトの効率的な制作を可能とする技術の研究開発を実施し，平成15年度中に，ほぼすべての録画番組を対象として，音声がすべて文字化された原稿がない場合でも短時間で自動的に字幕を制作，付与できるシステムの開発を終了し，平成16年度における早期の実用化が見込まれている。これにより，字幕番組の製作の効率化，経費抑制が可能となるため，視聴覚障害者向け放送の拡大に資することが期待されている。

4 コミュニケーション支援体制の充実

「障害者社会参加総合推進事業」等により，都道府県・指定都市の行う点訳奉仕員，朗読奉仕員，要約筆記奉仕員，手話奉仕員及び手話通訳者の養成事業や手話奉仕員等の派遣事業を行っている。また，福祉事務所等公的機関における手話通訳の設置を進めている。

各都道府県警察においては，聴覚障害者のための字幕スーパー入り講習用ビデオの活用や手話通訳員の確保に努めている。

視聴覚障害者に対する情報提供の充実及び利便の向上を図るため，郵便局では，窓口において聴覚障害者と手話による簡単な会話ができる職員及び点字で記載されている郵便物のあて名を読むことができる職員の養成を行っている。また，視覚障害者の操作に配慮した点字表示や音声誘導装置付きＡＴＭ等各種機器の設置等を行っているなど，障害のある人に対する種々のサービスを実施している。